

令和7年2月1日

技術者等の兼務の条件について

当社と契約締結する建設工事において、現場代理人と技術者の兼務について、次のとおりとする。

○現場代理人、技術者等の兼務について(令和7年2月1日「建設業法施行令の一部を改正」)

		専任を要しない工事		専任を要する工事		
		請負代金が4,500万円(建築一式は9,000万円)未満の工事		請負代金が4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の工事		
		現場代理人	技術者等	現場代理人	技術者等	
同一工事	現場代理人		兼務可		兼務可	
	技術者等	兼務可		兼務可		
別 途 工 事	専任を要しない工事 請負代金が4,500万円(建築一式は9,000万円)未満の工事	現場代理人	兼務不可 (※2)	兼務不可 (※2)	兼務不可 (※2)	兼務不可 (※2・3)
		技術者等	兼務不可 (※2)	兼務可 (※1)	兼務不可 (※2・3)	兼務不可 (※3)
	専任を要する工事 請負代金が4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の工事	現場代理人	兼務不可 (※2)	兼務不可 (※2・3)	兼務不可 (※2)	兼務不可 (※2・3)
		技術者等	兼務不可 (※2・3)	兼務不可 (※3)	兼務不可 (※2・3)	兼務不可 (※3)

◎技術者等は、発注者からの直接工事を請負(元請)そのうち5,000万円(建築一式は8,000万円)以上を下請け契約して施工する場合は、監理技術者を置かなければならない。

※1 当社発注分については2件まで兼務を認める。但し、建業法を逸脱しない範囲で所管の課長が認めた場合はその限りではない。(250万円未満の工事は除く)

※2 「現場代理人について兼務を認める工事」

現場代理人の兼務を認める工事は以下の①又は②とする。1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは①又は②のいずれか一方の場合のみとする。但し、工事請負契約款に基づく履行の確保の可能な範囲で、類似の工事に限り所管の課長が認めた場合はその限りではない。

①当社発注工事の当初契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）未満の工事の場合は2件まで兼務できる。この場合の金額は当初契約金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼務できる。

②近畿地方整備局、神戸市、大阪市、OPC、当社発注工事及び、当社発注工事との調整を有する他社(借受者)が発注する工事で、兼務する工事現場が阪神港内に限り、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼務する工事の所管の課長が認めた場合（金額の上限なし）2件まで兼務を認める。

（注）現場代理人と技術者等を兼ねる場合、技術者等は建設業法の規程により請負金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）以上となった場合、「専任義務」が生じる。

※3 「<技術者の専任要件の緩和措置について>」

<技術者の専任要件の緩和措置について>

○緩和措置の内容

《主任・監理技術者共通》

ア 技術者が兼務できるのは、近畿地方整備局、神戸市、大阪市、OPC、当社発注工事及び、当社発注工事との調整を有する他社(借受者)が発注する工事の件数については2件までとする。

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められ工事又は施行にあたり相互に調整を要する工事で阪神港内に限る。

ウ 「阪神港内に限る」とは以下のとおりとする。

神戸地区：ポートアイランド、ポートアイランド第2期、六甲アイランド

大阪地区：夢洲、咲洲

エ 兼務を認められた場合においても、発注者と常時連絡がとれる体制を整えておくこと。

オ 兼務する工事において、受注者の責によらないやむを得ない理由(下請金額5,000万円以上(建築一式の場合は8,000万円)となった場合)により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認める。

以 上